

令和7年度地域コミュニティと若者がつながるしかけづくり事業 地域づくりインターンシップ企画・運営業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度地域コミュニティと若者がつながるしかけづくり事業 地域づくりインターンシップ企画・運営業務委託

2 業務の目的

人口減少、少子・高齢化の進行により、暮らしの基盤である地域コミュニティ機能を維持していくことが全県的な課題となっている。持続可能な地域コミュニティを実現していくためには、若者の力を生かしていくことが求められている。

そのため本事業では、地域づくりや地域の活性化に興味や関心のある若者に、地域とつながるきっかけとして自治会や地域づくり団体等（以下、受入れ団体という。）にインターンシップとして参加する機会を提供し、現場で直接地域づくり活動の経験を積んでもらうことで、若者と地域の双方が若者の地域参加に向けて気づきを得て、地域コミュニティの活性化につなげていくことをめざす。

3 委託業務の概要

（1）委託業務の実施期間 契約の日から令和8年3月20日（金）

（2）委託業務の主な内容

- ・地域づくりインターンシップの企画・運営
- ・若者と地域双方がインターンシップを通して気づきを得るためのアドバイス・サポート
- ・アドバイザーの設置
- ・参加者及び受入れ団体による意見交換会の実施

4 業務の内容

（1）企画・サポート

① 企画

若者に、地域コミュニティと直接つながりながら地域活動の経験を積み、地域の現状と求められる活動を学習してもらい、また、地域においては若者を受け入れるための意識の醸成、体制見直しの必要が再認識されるなど、双方が若者の地域参加に向けて気づきを得て、地域コミュニティの活性化につなげていくことをめざした地域づくりインターンシップを企画すること。

【企画に求める内容】

- ・地域と若者をつなぎ、双方が若者の地域参加に向けた気づきを得られるものとする。
- ・地域の実情とニーズを汲み取り、参加者側の活動の方向性とミスマッチが起こらないようにすること。

- ・活動内容については、単に労働力として参加するだけにならないように工夫すること。

② 実施地域及び活動内容

ア) 実施地域として三重県内の北勢地域、中勢地域、東紀州地域から2地域、受入れ団体として当該地域内の自治会や地域づくり団体等を2～3団体、県と協議のうえ選定すること。

ただし、地域の事情等により当該地域での実施が難しい場合は、この限りではない。

- ・北勢地域（四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町）
- ・中勢地域（津市、松阪市、多気町、明和町、大台町）
- ・東紀州地域（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）

イ) 現地でインターンシップとして実施する活動内容を県及び受入れ団体と協議のうえ設定すること。

※活動内容については、単に労働力として参加するだけではなく、参加者がやりがいを感じられ、地域コミュニティとの関わりの中で地域の現状と求められる活動が学習できることに加え、参加者の意見が反映され得る取組が望ましい。

（活動内容の例）

- ・地域の活動拠点（公民館やコミュニティセンター等）においてまちづくり協議会の部会への参加
- ・地域のイベント（夏祭り等）の準備・運営の手伝い など

③ 参加者のサポート

- ・参加者が自ら考え、主体的に活動できるようサポートすること。
- ・参加者と受入れ団体双方がインターンシップを通して気づきを得るためのアドバイス・サポートを行うこと。

（２）地域づくりインターンシップの運営

① 実施内容

ア) 受入れ団体との調整

- ・受入れ団体と、インターンシップの実施に向けて必要な調整を行うこと。

イ) 参加者の募集及び決定

- ・参加者の対象は地域づくりや地域の活性化に興味や関心のある県内外の大学生（短期大学生及び大学院生含む）、高等専門学校生及び専門学校生、20代から30代程度の社会人とする。
- ・参加人数は各地域4名程度とする。
- ・募集チラシ及び募集要項を作成することとし、県における校正の機会を2回以上設けること。

- ・参加者については、受託者において募集・確保すること。インターネットやSNSを活用しつつ参加者を広く募集することとし、参加者の確保に向けて効果的な方法を検討し周知に努めること。また、県が過去の事業で醸成した若者同士のネットワークへも呼びかけを行うなど、県と協力しながら募集を行うこと。

ウ) オリエンテーションの実施

- ・活動体験に先立ち、オリエンテーションを実施すること。
- ・活動の目的、活動地域に対する事前学習を行うとともに、参加者間のコミュニケーションを促進すること。
- ・また、必要に応じて参加者とのミーティング等を行うこと。

エ) 現地での活動体験

- ・3日間程度
- ・期間中、地域の他の活動団体等の視察を組み入れること。（1地域1か所程度）

オ) 参加者及び受入れ団体による意見交換会の実施

- ・活動体験終了後、参加者から体験レポートの発表を行い、参加者と受入れ団体側とで相互に今後の地域コミュニティの在り方などについて話し合う意見交換会（半日程度）を実施すること。

カ) アドバイザーの設置

- ・インターンシップの実施にあたっては、参加者側の活動のモチベーションのベクトルと地域側のニーズのミスマッチを防ぐため、アドバイザーを設置し、事前学習、活動体験及び意見交換会に同行させること。
- ・アドバイザーは、参加者及び受託者に対してアドバイスを行うこと。
- ・アドバイザーは、事業の目的達成に向けたアドバイスを行うこと。
- ・アドバイザーは、活動体験終了後、参加者の体験レポートの発表に向けサポート・アドバイスを行うとともに、意見交換会において講評を行うこと。
- ・アドバイザーは、三重県内地域コミュニティの状況やしくみを理解し、地域課題について豊富な見識を有しており、かつ若者による地域活動のサポートの経験がある者とし、県と協議のうえ決定する。

キ) アンケートの実施

- ・意見交換会終了後、参加者及び受入れ団体へのアンケート等を行い、インターンシップの効果や課題等を把握すること。

ク) その他

- ・インターンシップは、安全に十分配慮して実施すること。また、インターンシップ内の事故に備えて、参加者全員に傷害保険に加入させること。※保険料は参加者負担とする
- ・参加者が地域づくりインターンシップに参加するための旅費や活動経費等について、委託料に含むこと。ただし、飲食にかかる経費については全額参加者負担とすること。
- ・当該事業で作成された資料、写真等は、県において二次使用する可能性があるため、事前に参加者、受入れ団体の了解を得るとともに、写真や動画について第三者の写りこみ等が無いようにすること。

② 報告書等の作成等

ア) 各回活動レポートの作成

- ・本活動を広く周知するため、県のホームページに掲載するレポートを各回ごとに作成すること。
- ・内容については、取組内容や参加者・受入れ団体双方が若者の地域参加に向けて得た気づきなどを盛り込むこと。（A4版2～3枚程度）

イ) 最終報告書の作成

- ・本事業の成果について取りまとめの上、報告書を作成し、紙媒体（原則としてA4版、2部）及び電子データにて提出すること。
その他関係書類の提出を求める場合がある。
- ・意見交換会で出た意見についても記載すること。
- ・アンケート結果及び参加者・受入れ団体双方が若者の地域参加に向けて得た気づきなどを盛り込むこと。

ウ) 提出期限

令和8年3月20日（金）

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるものとする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、最終的に県と協議のうえ決定をすること。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施すること。
- (4) 打合せや協議の内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (5) 金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。
- (6) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。
- (7) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

6 不当介入に対する措置

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

- ③ 甲に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。
- (2) 受託者が、前項第2号又は第3号の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

7 特記事項

- (1) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければなりません。